

よしの介護ネットまんてん

訪問介護重要事項説明書

平成 年 月 日

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。要介護者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助の提供に努めます。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定申請中で認定が確定していない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

法人名	有限会社やまとみ
法人所在地	奈良県吉野郡吉野町丹治 190-2
電話番号	0746-32-0500
代表者氏名	代表取締役 山本 富一

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成 17 年 7 月 1 日指定 奈良県 2973500099
事業の目的	訪問介護サービスを提供する事により、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事。
事業所の名称	よしの介護ネットまんてん
事業所の所在地	奈良県吉野郡吉野町丹治 190-2
電話番号	0746-32-8283
事業所長（管理者）	田尾 一志
当事業所の運営方針	要介護者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
開設年月	平成 17 年 7 月 1 日

3 . 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 吉野町、大淀町、下市町、川上村、東吉野村、五條市
桜井市、宇陀郡

営業日及び営業時間 月曜日から土曜日 午前 6 時から午後 10 時までとする。
ただし、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から 1 月
3 日までを除く。電話等により、24 時間常時連絡が可能
な体制とする。

4 . 職員の職種、員数及び職務内容

管理者 1 名 サービス提供責任者 1 名 訪問介護員 常勤 2 名 非常勤 2 名

5 . 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

身体介護	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をいたします。

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

身体介護

入浴介助： 入浴の介助又は、入浴の困難な方は体を拭く（清拭）などします。

排せつの介助： 排せつの介助、おむつ交換を行います。

食事介助： 食事の介助を行います。

体位変換： 体位の変換を行います。

通院介助： 通院の介助を行います。

生活援助

調理：ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

洗濯：ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

掃除：ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等敷地の掃除は行いません。）

買物：ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をいたします。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

サービス利用料金

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	利用料金	2310円	4020円	5840円	830円
	自己負担額	231円	402円	584円	83円
生活援助	利用料金	円	2080円	2910円	830円
	自己負担額	円	208円	291円	83円

「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・ 早朝(午前6時から8時まで): 25%
- ・ 深夜(午後10時から午前6時まで) 50%

訪問介護養成研修3級課程(ヘルパー3級)修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。

2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

- ・ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。

暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合。

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

- ・ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
 - ・ 夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
 - ・ 早朝(午前6時から8時まで): 25%
 - ・ 深夜(午後10時から午前6時まで) 50%
- 訪問介護養成研修3級課程(ヘルパー3級)修了者による身体介護サービスについては、利用料金の5%が割り引かれます。
- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、その月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

窓口での現金払い

下記指定口座への振込

口座 南都銀行 上市支店 普通預金 005574

名義 よしの介護ネットまんてん 代表者 田尾 一志

利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の30%
- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して

協議します。

6．サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望するには、当該訪問介護員が業務上不
適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者
に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者
から特定の訪問介護員の指名はできません。

事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利
用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

定められた業務以外の禁止

契約者は、「5．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以
外の業務を事業者に依頼することはできません。

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向
等に十分に配慮するものとします。

備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）
は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の
電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービス
の実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、
事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請
求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次

に該当する行為は行いません。

医療行為。

ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受。

ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供。

飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙。

ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。

その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は

担当者 よしの介護ネット まんてん 事業所の従業者

責任者 よしの介護ネット まんてん 事業所の管理者

電話番号 0746-32-8283

受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

以上、指定訪問介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。なお、本書は、契約締結の際には、契約書の別紙(一部)となることをご了承ください。

平成 年 月 日

奈良県吉野郡吉野町丹治 190-2

よしの介護ネットまんてん

管理者 田尾 一志 印

説明者

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印